武内　泉　山本　滋
山本　森男　吉成　貢
正六位に叙する（各通）
従六位に叙する（以上二月二十三日）
（岡山大学名誉教授）
従七位　堀田　茂芳
正四位に叙する（各通）
澤村　良二
正五位に叙する（各通）
東山　一男
正六位に叙する
片山　嘉雄
従六位に叙する
田邊　博通
栗原　又雄
従七位に叙する（各通）（以上二月二十四日）
坪内　明
（大分医科大学名誉教授）
従四位に叙する（二月二十五日）
伊東　盛夫
本間　文雄
従六位に叙する（二月二十六日）
小林　敏夫
従七位に叙する（二月二十八日）
○叙勲
梅津　良一　鎌田　義夫
外島　繁雄　橋立　榮一
山崎　重平　米田　聰明
旭日単光章を授ける（各通）（二月十八日）
伊藤　一郎
旭日双光章を授ける
佐々木芳雄　東　幸男
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月十九日）
山田　雄一
旭日双光章を授ける
（青森県板柳町議会議員）
竹内　正雄　谷口　武司
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月二十日）
曾根惠津廣
旭日双光章を授ける
池田春太郎
旭日単光章を授ける（以上二月二十一日）
齋藤　毅　佐藤　寛
瑞宝小綬章を授ける（各通）
板倉　良正　岩見　雅則
坂本　英夫　武富　節雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
中島　高矩　小山トシ子
瑞宝単光章を授ける（各通）
大上　康史　近藤　賢造
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十八日）

大河内安雄　高崎　行允
高橋三亀雄　野澤　昭喬
宮川　實夫　村井　利安
瑞宝双光章を授ける（各通）
中田　忠行　中村　辰善
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十九日）
遠藤　正　平山　敏郎
瑞宝小綬章を授ける
浅野　泰司　稲沼　利亮
川邊　久二　京田　實　中村　格
中村　良夫　永田　春視
（奈良市公立学校長）
樋代　匡平　松田　博　東口　幸治
瑞宝双光章を授ける（各通）
澤村　一夫　田中　松夫　森田　利男
樋口　高一　松岡　道雄　野村　富男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十日）
太田　清
瑞宝中綬章を授ける
青笹　衛
瑞宝小綬章を授ける
貝塚　一　柿本　明　川勝　俊英
高瀬　麻滿　高橋　充　服部　忠衛
春田　正彦　山中　芳郎　横塚　章男
瑞宝双光章を授ける（各通）
吉澤　俊夫
瑞宝単光章を授ける（各通）
草閒たまゑ　澁谷　征司　福田貢三郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十一日）
三宅　清心
瑞宝小綬章を授ける
上村九十九　佐伯　保　坂口　茂冨
丸茂　正幸　村越　正義　森本　奎一
瑞宝双光章を授ける（各通）
（警視庁警部）
石井　仁也
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十二日）
井手　泰雄　鎌田　啓二　板垣　松夫
（国立大学法人職員）　清原　洋
三本松正敏　米谷　亮
瑞宝小綬章を授ける（各通）
伊戸　泰博　植田　幸人　武内　泉
寺岡　忠昭　山本　滋　山本　森男
吉成　貢
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上二月二十三日）
東山　一男
瑞宝小綬章を授ける
栗原　又雄　坪内　明
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上二月二十四日）
（大分医科大学名誉教授）　伊東　盛夫
瑞宝中綬章を授ける（二月二十五日）

鈴木　忠哉
福田　昌男

官庁報告

官庁事項

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第二十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

平成二十二年三月十七日　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　橋本　明彦

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「規制海域」　熊本県天草市魚貫埼と長崎県五島市富江町笠山鼻を結ぶ線及び長崎県五島市富江町笠山鼻正西の線以北、最大高潮時海岸線上島根山口両県界から正北の線以西の日本海及び東シナ海の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に規定する瀬戸内海、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。

(2)　「とらふぐはえ縄漁業」　動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることを目的とする漁業。

2　操業の承認

規制海域において、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日の間に総トン数五トン以上の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3　承認隻数の上限

次の表の上欄に掲げる県ごとに、下欄に掲げる承認隻数の上限を定める。

県名	承認隻数上限
山口県	五十八隻
福岡県	八十六隻
佐賀県	二十二隻
長崎県	九十五隻
熊本県	一隻
広島県	九隻

4　承認証の交付及び備付け義務

(1)　委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

(2)　前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

5　承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業に使用してはならない。